

岩手県民会館の指定管理者制度の導入に当たっての基本方針

令和4年7月 岩手県

1 指定管理者制度を導入する目的

岩手県民会館は、芸術文化の普及振興等を図り、県民生活の向上に寄与することを目的として設置されました。

管理に当たっては、次の3点を目指し指定管理者制度を導入します。

- (1) 全ての県民の文化教養を高め得るよう、施設の効用を最大限に発揮させること。
- (2) 利用者のニーズに対応するよう、同種施設と綿密に連携し、また、地域・関係団体と協力し、施設の利用を最大限に高めること。
- (3) 利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること。

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 休館日・開館時間・使用制限の要件等、施設を利用するに当たっての基本的な条件は、指定申請法人等の提案により変更することが可能であること。
- (2) 管理を通じて取得した個人情報については、適切な取扱いをすること。
- (3) 県民の平等利用を確保すること。
- (4) 全ての県民の文化的教養を高め得るよう努めること。
- (5) 利用者意見を管理に反映すること、同種施設と緊密に連携し、また、地域・関係団体と協力し、利用者のニーズに対応すること。
- (6) 関係法令を遵守すること、地域経済・地域雇用・地域振興・環境保全に配慮すること、管理に係る情報を積極的に公開すること。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 使用等の許可に関する業務
- (2) 使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (4) 施設の利用促進及び広聴広報に関する業務
- (5) その他施設の管理に必要と認められる業務

4 指定管理者として指定する期間

指定管理者として指定する期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

ただし、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとするときは、この期間内であっても、指定を取り消し、又は業務の停止を命じることがあります。

また、この期間前において、当該指定管理者の費用負担のもと、現在の管理団体との業務引継ぎや研修等をしていただくことがあります。

5 指定管理者の募集方法

(1) 指定管理者の募集方法は公募とし、募集時期は指定を開始する前年（以下「前年」という。）の8月又は9月、募集期間は約1か月程度とします。

また、公募に先立ち、施設の概要や管理の状況等の情報を適宜公表していきます。

(2) 募集要項は、岩手県民会館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）における検討結果を踏まえ、前年の7月又は8月中に策定・公表します。募集要項等は、岩手県公式ホームページへの掲載や報道機関への情報提供等により、可能な限り広く周知を行います。

(3) 応募資格については、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者、岩手県から指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない者、会社更生・民事再生等の手続を行っていない者、諸税を滞納していない者、申請団体の役員に暴力団員が含まれていないことを応募資格とします。

6 指定管理者の選定方法

(1) 委員会における検討結果を踏まえて策定し公表した選定基準により選定します。

選定基準としては、①県民の平等な利用が確保されること、②施設の効用が最大限に発揮されること、③管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること、④個人情報保護体制及び危機管理体制が確立されていること、⑤本県の芸術文化振興、地域経済、地域雇用、地域振興及び環境保全に配慮されていること等とします。

(2) 指定管理者候補者の選定に当たっては、委員会において、申請書等の書類審査を行うとともに、必要に応じて指定申請者の面接審査を行い、その結果を踏まえることとします。

(3) 指定管理者候補者の指定に当たっては、県議会の指定の議決を経ることとします。

7 その他

(1) 募集要項、選定基準等公表した情報への質問の受付、施設現地説明会の開催については、別途定めます。

(2) 指定管理者に支払う指定管理料金は、過去の実績を基に算定した支出見込額等から収入見込額を差し引き「利用料金減免分（精算経費）」を加算した額を上限に予算の範囲内で支払うこととします。 **予 定**

(3) 利用料金制導入施設の利用料金の額は、条例で定める利用料金の上限の範囲内で指定管理者候補者の提案により変更することがあります。

(4) 施設の管理に係る業務の細部に関する事項については、指定管理者候補者と県とで仮協定書を締結し、県議会の議決後、指定管理者と県で協定書を締結し定めます。